

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業				担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市次世代育成支援対策行動計画				事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	栃木県ひとり親家庭医療費補助金交付要領 真岡市ひとり親家庭医療費助成条例及び施行規則					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和49 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	2児童福祉費	3母子福祉費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を助成することにより、その心身の健康の向上を図り、ひとり親家庭の福祉を増進することを目的とする。 〔事業主体〕市（県単補助事業 県1/2・市1/2） 〔対象〕ひとり親家庭の親と子（子が18歳に到達した年度末まで） 母子家庭及び父子家庭の親と子、父母のない児童を養育している配偶者のいない養育者と子、配偶者のいない者以外の者に扶養されている子。 〔所得制限〕児童扶養手当支給対象者の所得制限規定に準拠。助成対象医療保険の適用された医療費のうち、月別、医療機関別、人別に自己負担分500円(中学生までを除く)を除いた金額を助成。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
31年度実績		名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
・ひとり親家庭医療受給者証交付申請書の提出（受給資格者）（市）		ア 利用世帯数	世帯	476	471	397	406	443
・審査、調査、資格者証交付（市）（受給資格者）								
・資格者証提示、受診、支払（受給資格者）（医療機関）		イ 助成金額	千円	19,948	16,839	15,338	15,178	17,375
・月別、医療機関別、人別に保険診療証明書の交付を受ける（医療機関）（受給資格者）								
・ひとり親家庭医療助成申請書の提出（受給資格者）（市）		ウ 助成件数	件	8,200	5,906	6,097	5,788	6,734
・審査、申請翌月末支払（自己負担分500円（中学生以下は負担なし）を除く）								
2年度計画 平成31年度同様		エ 一件当たり助成費（助成金額÷助成件数）	円	2,432	2,851	2,515	2,622	2,580
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
ひとり親家庭の親と子（子が18歳に到達した年度末まで） （母子家庭及び父子家庭の親と子、父母のない児童を養育している配偶者のいない養育者と子、配偶者のいない者以外の者に扶養されている子。）		名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
		ア 受給資格世帯数	世帯	825	712	654	633	730
		イ 助成対象者	人	1,929	1,734	1,606	1,595	1,756
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を助成し、対象者が適切な医療を安心して受けられるようにする。		名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
		ア 利用世帯数	世帯	476	471	397	406	443
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
経済的負担を軽減し、心身の健康の向上を図る。		名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
		ア 助成割合(利用世帯数÷受給世帯数)	%	57.6	66.2	60.7	64.1	60.6
		イ	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	9,753	8,431	7,723	7,642	8,777
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	10,328	8,540	7,805	7,716	8,780
			事業費計 (A)	千円	20,081	16,971	15,528	15,358	17,557
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	825	825	825	825	825
			人件費計 (B)	千円	3,426	3,424	3,439	3,335	3,335
			トータルコスト(A)+(B)	千円	23,507	20,395	18,967	18,693	20,892

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	母子家庭は、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちであり、家庭の健全性が損なわれることが多いため、医療費の一部負担金を助成し経済的負担の軽減を図ることにより、母子家庭の福祉を推進することを目的として、昭和49年度に栃木県母子家庭医療費補助金交付要領により開始した。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・平成18年度名称が「ひとり親家庭医療費助成制度」となり父子家庭等も対象となる。 ・ひとり親家庭は、特に離婚により増加の傾向にある。 ・医療の高度化及び医療保険の一部負担金の増加（被用者保険：2割から3割）により費用も増加している。 ・平成19年度から自己負担金が0円から500円となった。 ・平成23年度から、これまで「こども医療」で支給していた3歳～小学校3年生までの対象者も、「こども医療費」と「ひとり親家庭医療費」事業間での県補助の優先順位の変更により「ひとり親医療費」での支給となる。 ・平成27年度から、0歳～小学生については、「こども医療費」へ移行する。また、「こども医療費」の制度変更に合わせ、中学生の自己負担分500円を廃止する。 ・平成29年度から、中学生については、「こども医療費」へ移行した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	受給者から助成により経済的負担が軽減されたとの声がある。

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 次代を担う児童に対し、心身ともに健全な児童を育成することは子育て支援を推進することであり、市の政策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 県の実施要綱に基づき実施している事業なので適切である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある ひとり親家庭の該当者全員を対象としている為、妥当である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 県の実施要綱に基づき実施している事業なので余地がない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 県の実施要綱に基づき実施している事業なので、廃止・休止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 県の実施要綱に基づき実施しているので、削減はできない
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しており、削減の余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 該当者全員が対象のため公平公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							